

要措置区域及び形質変更時要届出区域に係る指定状況名簿【土壤汚染対策法第6条第4項及び同法第11条第1項関係】

東京都では、土壤汚染対策法（以下「法」という。）により、土壤汚染状況調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準に適合しない土地については、要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下、「要措置区域等」という。）として指定しています。

要措置区域 (法第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域 ・汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示する（法第7条） ・土地の形質変更の原則禁止（法第9条）
形質変更時要届出区域 (法第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が れた区域を含む。） ・土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要（法第12条）

1. 要措置区域

整理番号	指定年月日	指定番号	区域が存在する場所		区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
			地番	住居表示		
		要措置区域はありません（令和6年9月13日現在）				

2. 形質変更時要届出区域

整理番号	指定年月日	指定番号	区域が存在する場所	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
整-28-120	平成29年2月24日	指-812号	千駄ヶ谷四丁目地内	52.3㎡	鉛及びその化合物
整-29-97	平成30年1月5日	指-921号	神南二丁目地内	700㎡	鉛及びその化合物
整-31-13	令和元年6月5日	指-1072号	東一丁目地内	336.61㎡	鉛及びその化合物
整-33-1	令和3年4月9日	指-1218号	代々木二丁目地内	1525.13㎡	六価クロム、鉛、砒素、ふっ素
整-35-67	令和6年1月18日	指-1448号	代々木二丁目地内	265㎡	鉛、ふっ素
整-36-24	令和6年7月5日	指-1496号	神南二丁目地内	48㎡	鉛
整-36-53	令和6年10月28日	指-1525号	代々木神園町1番の一部	409.20㎡	鉛及びその化合物
整-37-8	令和7年4月11日	指-1562号	恵比寿二丁目地内	610.93㎡	鉛及びその化合物

◎上記、要措置区域等については東京都環境局のホームページ（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/law/designated_areas）より一部抜粋しました。

◎要措置区域等の詳細については、「要措置区域等の台帳」で確認してください。台帳の閲覧場所は下記のとおりです。

新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第二本庁舎20階北側 東京都環境局環境改善部化学物質対策課土地地下水汚染対策担当
 土壤汚染対策総合相談窓口 電話：03-5388-3468（直通）